

令和5年5月31日
(保健体育課扱い)

各県立学校長 殿

教 育 長

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について(依頼)

このことについて、別添写しのとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課等及び文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部から依頼がありました。

つきましては、別添写しの事項について所属職員等に周知するとともにJアラートが発令された際の情報伝達や避難行動について確認し、児童生徒等が適切な対応がとれるように周知してください。

連絡先

保健体育課学校体育安全係 担当：池亀

電話 099-286-5323 FAX 099-286-5671

mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

※本文書の分類基準表上の分類記号：「G-6-0(安全指導総括)」

事務連絡
令和5年5月30日

各都道府県教育委員会災害情報担当課
各指定都市教育委員会災害情報担当課
各都道府県私立学校主管課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県社会教育施設主管課
各都道府県社会体育施設主管課
各都道府県文化施設主管課
各国立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の担当課
各文部科学省所管学校法人の担当課
各大学共同利用機関法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課



御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について（依頼）

標記の件については、令和5年4月27日に事務連絡にて依頼しているところですが、この度、北朝鮮が5月31日午前0時（日本時間）から6月11日午前0時（日本時間）までの間に「衛星」と称する弾道ミサイルを発射することについて、別添のとおり、内閣官房より情報伝達がありました。

このことを踏まえ、防衛省・自衛隊では、これまでの一連の北朝鮮の動向を受け、弾道ミサイルの我が国領域内への落下に備え、防衛大臣から破壊措置命令が発出されたところですが、

つきましては、所属職員等に対し、下記事項及び別添について周知していただくようお願いいたします。

記

- 1 万が一、落下物らしき物を発見した場合には、決して近寄らず、警察・消防に連絡すること
- 2 万が一、各機関において、落下物等による被害があった場合や休校・短縮授業の措置をとった場合には、本件連絡先の被害状況連絡先にも情報提供すること

3 各学校において、在校時・登下校時等にJアラートが発令された際の情報伝達や避難行動について改めて確認するとともに、児童生徒等が適切な対応がとれるよう周知すること

(参考)

- ・ 危機管理マニュアル作成の手引き（P.42 弾道ミサイル発射に係る対応について）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/enzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf
- ・ 学校安全ポータルサイト
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/jalert/index.html>

4 弾道ミサイル発射等を受けて学校安全の確保のための措置（2の休校・短縮授業を除く）をとった場合には、現場の対応に支障のない範囲で本件連絡先の学校安全連絡先へ情報提供すること

仮に北朝鮮が弾道ミサイルを発射した場合には、緊急情報ネットワークシステム（エムネット）により、行政機関、報道機関等に情報が伝達されるとともに、我が国に影響がある場合には、関係する地域に対して、全国瞬時警報システム（Jアラート）により情報が伝達されることとなります。

(本件連絡先)

<全体問合せ先>

大臣官房総務課法令審議室審議第四係

電話：03-6734-2156

<被害状況連絡先>

大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付

防災調整係、企画係

電話：03-6734-2290

<学校安全連絡先>

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

学校安全係・防災教育係

電話：03-6734-2966

別添

閣副事態第267号
令和5年5月29日

各指定行政機関危機管理部局長 殿
各 都 道 府 県 知 事 殿

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
内閣審議官 齋藤 秀生

弾道ミサイル発射に係る情報伝達について

北朝鮮による「衛星」と称する弾道ミサイルが発射され、我が国の領土・領海に落下する又は我が国領土・領海の上空を通過する可能性があるとは判明した場合には、全国瞬時警報システム（Jアラート）及び緊急情報ネットワークシステム（エムネット）を使用して情報伝達を行うこととしている旨、令和5年4月24日閣副事態第224号にて、お知らせしたところですが、本日、北朝鮮から、5月31日午前0時から6月11日午前0時までの間に「衛星」と称する弾道ミサイルを発射することについて、資料のとおり、通報がありました。

また、防衛省・自衛隊においては、これまでの一連の北朝鮮の動向を受け、我が国領域内への落下に備え、本日、所要の態勢をとるべく、防衛大臣から破壊措置命令が発出されたところ
です。

つきましては、指定行政機関危機管理部局長にあつては、所管する指定地方行政機関及び指定公共機関に対して、都道府県知事にあつては、貴都道府県内の市区町村及び指定地方公共機関に対して、周知をお願いします。

(連絡先)

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
国民保護企画担当

石田 wataru.ishi.da.r8n@as.go.jp

松本 nobuyoshi.natsunoto.j5c@as.go.jp

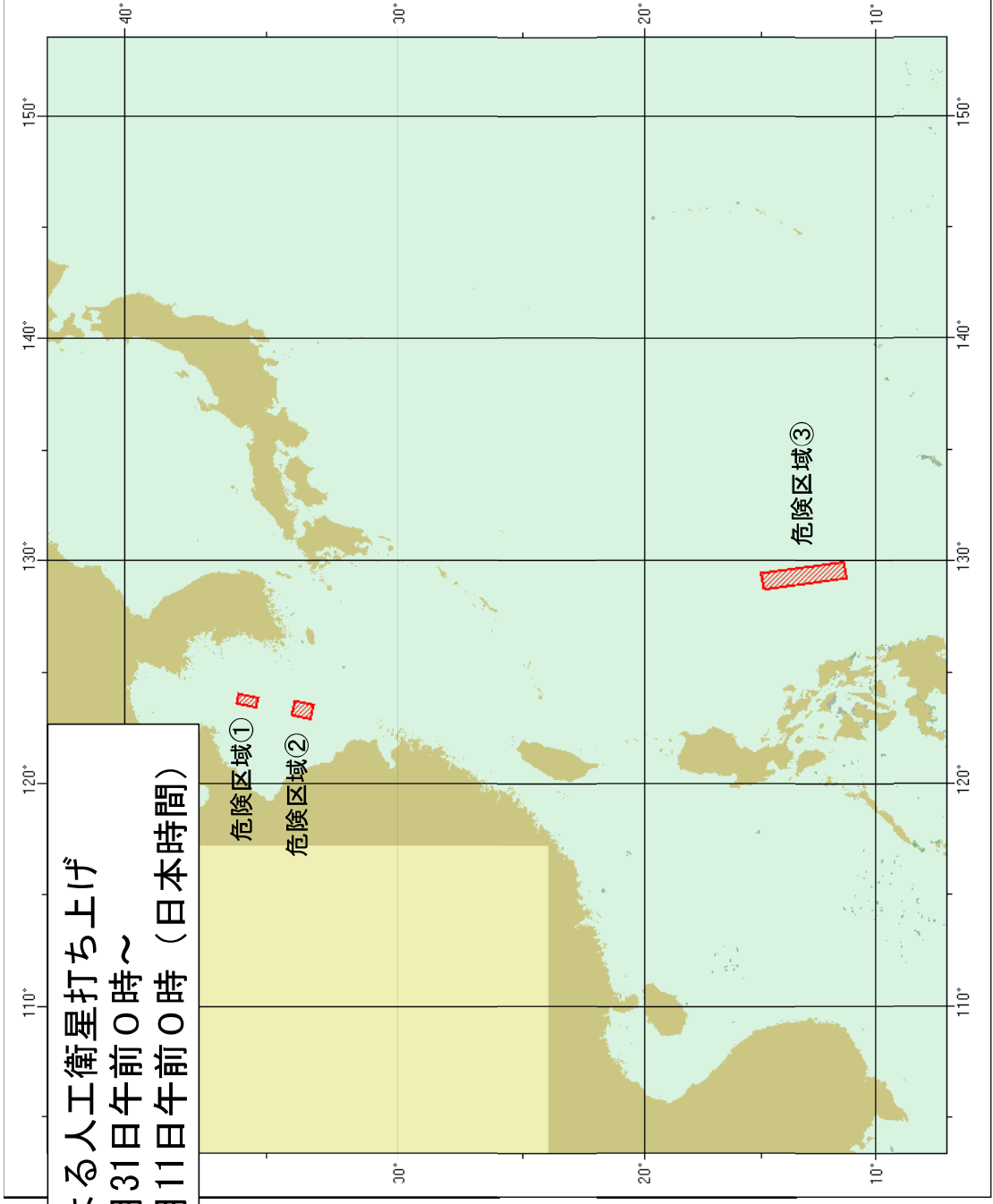
加藤 daiichi.kato.f2i@as.go.jp

佐藤 em.net.mtk@as.go.jp

電話：03-3581-3465

北朝鮮水路当局からの通報について

北朝鮮による人工衛星打ち上げ
期間 5月31日午前0時～
6月11日午前0時（日本時間）



事務連絡
令和5年4月27日

各都道府県教育委員会災害情報担当課
各指定都市教育委員会災害情報担当課
各都道府県私立学校主管課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県社会教育施設主管課 御中
各都道府県社会体育施設主管課
各都道府県文化施設主管課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の担当課
各文部科学省所管学校法人の担当課
各大学共同利用機関法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について（依頼）

この度、北朝鮮は、軍事偵察衛星1号機が完成したこと、及び今後、連続的に数個の偵察衛星を多角配置して偵察情報収集能力を堅固に構築させようとする金正恩国務委員長の指示が発出された旨を発表しました。

これらを踏まえ、防衛省・自衛隊では、自衛隊法に基づく弾道ミサイル等に対する破壊措置を命じる可能性があることから、所要の準備を進めております。

つきましては、万が一弾道ミサイル等が我が国の領土・領海内に落下する可能性も考慮し、所属職員等に対し、下記事項及び別紙について周知していただくようお願いいたします。

記

- 1 万が一、落下物らしき物を発見した場合には、決して近寄らず、警察・消防に連絡すること
- 2 万が一、各機関において、落下物等による被害があった場合には、本件連絡先の被害状況連絡先にも情報提供すること

仮に北朝鮮が弾道ミサイルを発射した場合には、緊急情報ネットワークシステム（エムネット）により、行政機関、報道機関等に情報が伝達されるとともに、我が国に影響がある場合には、関係する地域に対して、全国瞬時警報システム（Jアラート）により情報が伝達されることとなります。

（本件に関する文部科学省連絡先）

＜全体問合せ先＞

大臣官房総務課法令審議室審議第四係

電話：03-6734-2156

＜被害状況連絡先＞

大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付
防災調整係、企画係

電話：03-6734-2290

閣副事態第224号
令和5年4月24日

各指定行政機関危機管理部局長 殿
各都道府県知事 殿

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
内閣審議官 齋藤 秀生

弾道ミサイル発射に係る情報伝達について

令和5年4月19日、北朝鮮は軍事偵察衛星1号機が完成したこと、及び同衛星を計画された期間内に発射できるように、最終準備を早期に終え、今後、連続的に数個の偵察衛星を多角配置して偵察情報収集能力を堅固に構築させようとする金正恩國務委員長の指示が発出された旨発表しました。

これらを踏まえ、防衛省・自衛隊においては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第82条の3の規定により弾道ミサイル等に対する破壊措置を命じる可能性があることから、所要の準備を行うこととしています。

弾道ミサイルが発射され、我が国の領土・領海に落下する又は我が国領土・領海の上空を通過する可能性があると判明した場合には、全国瞬時警報システム（Jアラート）及び緊急情報ネットワークシステム（エムネット）を使用して情報伝達を行うこととしております。

情報伝達の流れや伝達する文言等については、資料1～3のとおりです。

つきましては、指定行政機関危機管理部局長にあつては、所管する指定地方行政機関及び指定公共機関に対して、都道府県知事にあつては、貴都道府県内の市区町村及び指定地方公共機関に対して、周知をお願いします。

（連絡先）

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
国民保護企画担当

石田 wataru.ishi.da.r8n@as.go.jp

松本 nobuyoshi.natsunoto.j5c@as.go.jp

加藤 daiichi.kato.f2i@as.go.jp

佐藤 emnet.n4k@as.go.jp

電話：03-3581-3465

資料 1

1 政府からの情報伝達の基本的な考え方

- (1) Jアラートは、一刻を争う住民への直接の警報の伝達を行うことを基本とします。
- (2) エムネットは幅広く情報提供するために使用することとします。

2 ミサイルが発射された場合の情報伝達

弾道ミサイルが発射された場合、以下のとおり情報伝達を行います。

また、Jアラート及びエムネットの文言については、資料2及び3の通知のとおり変更を行いました。情報伝達の詳細については資料2及び3をご覧ください。

(1) ミサイルが我が国の領土・領海に落下するまたは我が国の領土・領海の上空を通過する可能性がある場合と判明した場合

発射されたミサイルが我が国の領土・領海に落下するまたは我が国の領土・領海の上空を通過する可能性があることが判明した場合、影響のある都道府県に対して、Jアラート及びエムネットを送信します。

(2) ミサイルが我が国の領土・領海に落下するまたは我が国の領土・領海の上空を通過する可能性がない場合

発射されたミサイルが我が国の領土・領海に落下するまたは我が国の領土・領海の上空を通過する可能性がないことが確認された場合は、Jアラート及びエムネットの送信は行いません。概要を、各指定行政機関に対しては内閣官房より、各都道府県に対しては内閣官房より消防庁を通じてお知らせします。

資料 2

閣副事態第 2 2 2 号
令和 5 年 4 月 2 4 日

消防庁国民保護室長 殿
消防庁国民保護運用室長 殿

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
内閣参事官 東 高士
（公 印 省 略）

北朝鮮による弾道ミサイルに係る全国瞬時警報システム （Jアラート）による情報伝達について

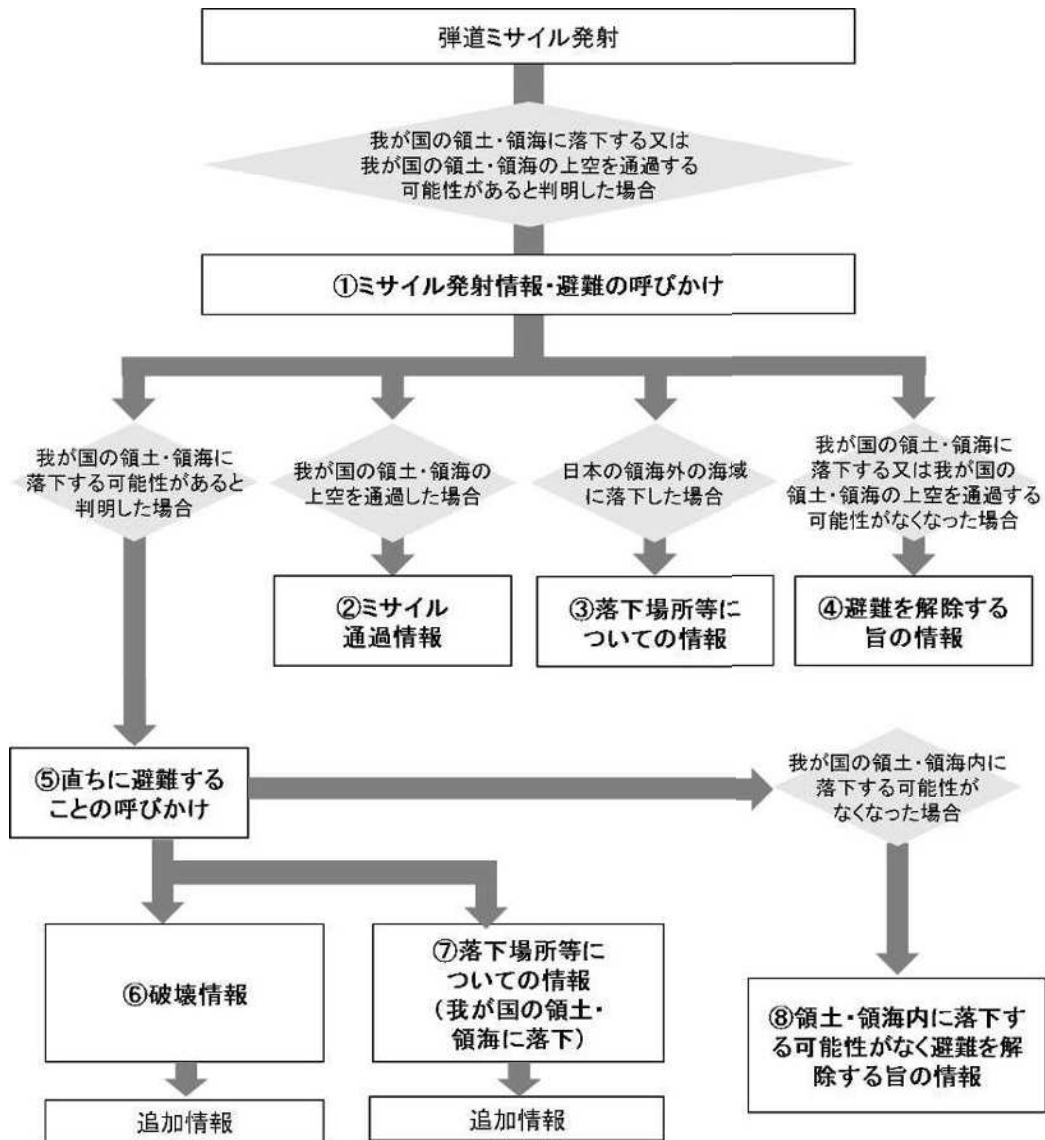
北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における Jアラートによる情報伝達について、伝達する文言を別添のとおり変更しましたので、お知らせします。

つきましては、貴職においては、上記の内容について、地方公共団体を通じて住民の理解が進むよう、地方公共団体に対してご周知くださいますようお願いいたします。

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達のメッセージの追加・変更について

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合におけるＪアラートによる情報伝達について、今般、伝達する文言を次のとおり追加・変更しました。
なお、下記のメッセージは、状況に応じ、変更する可能性があります。

<ミサイル発射時のＪアラートによる情報伝達の流れ>



<メッセージの内容>

① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ	
旧	新（変更なし）
ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難して下さい。	ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難して下さい。

② 通過情報・避難の呼びかけの解除	
旧	新
ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、●時●分頃、●●へ通過したものとみられます。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。	ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは●時●分頃、●●へ通過したものとみられます。 <u>避難の呼びかけを解除します。</u> 不審な物には決して近寄らず直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

③ 落下推定情報（日本の領海外の海域に落下）	
旧	新
先程のミサイルは、●時●分頃、●●海に落下したものとみられます。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。	先程のミサイルは、●時●分頃、●●海に落下したものとみられます。 <u>避難の呼びかけを解除します。</u> 不審な物には決して近寄らず直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

④ 避難の呼びかけの解除	
追加	
<u>先程のミサイルは、我が国には飛来しないものとみられます。避難の呼びかけを解除します。</u>	

⑤ 直ちに避難することの呼びかけ	
旧	新（変更なし）
直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。ミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難して下さい。	直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。ミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難して下さい。

⑥ 破壊情報	
追加	
<u>先程のミサイルは、迎撃により破壊されました。ミサイルの破片の落下の可能性がありません。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。</u>	

⑦ 落下推定情報（日本の領土・領海に落下）	
旧	新（変更なし）
ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが、●時●分頃、●●県●●市周辺に落下したものとみられます。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。	ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが、●時●分頃、●●県●●市周辺に落下したものとみられます。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。

⑧ 避難の呼びかけの解除	
追加	
<u>先程のミサイルは、我が国には落下しないものとみられます。避難の呼びかけを解除します。</u>	

資料 3

閣副事態第 2 2 3 号
令和 5 年 4 月 2 4 日

各指定行政機関国民保護担当課長 殿

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
内閣参事官 東 高士
（公 印 省 略）

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る緊急情報ネットワーク システム（エムネット）による情報伝達について

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達について、別添参考通知のとおり変更することに併せて、エムネットにより伝達する文言について別添のとおり変更しましたので、通知します。

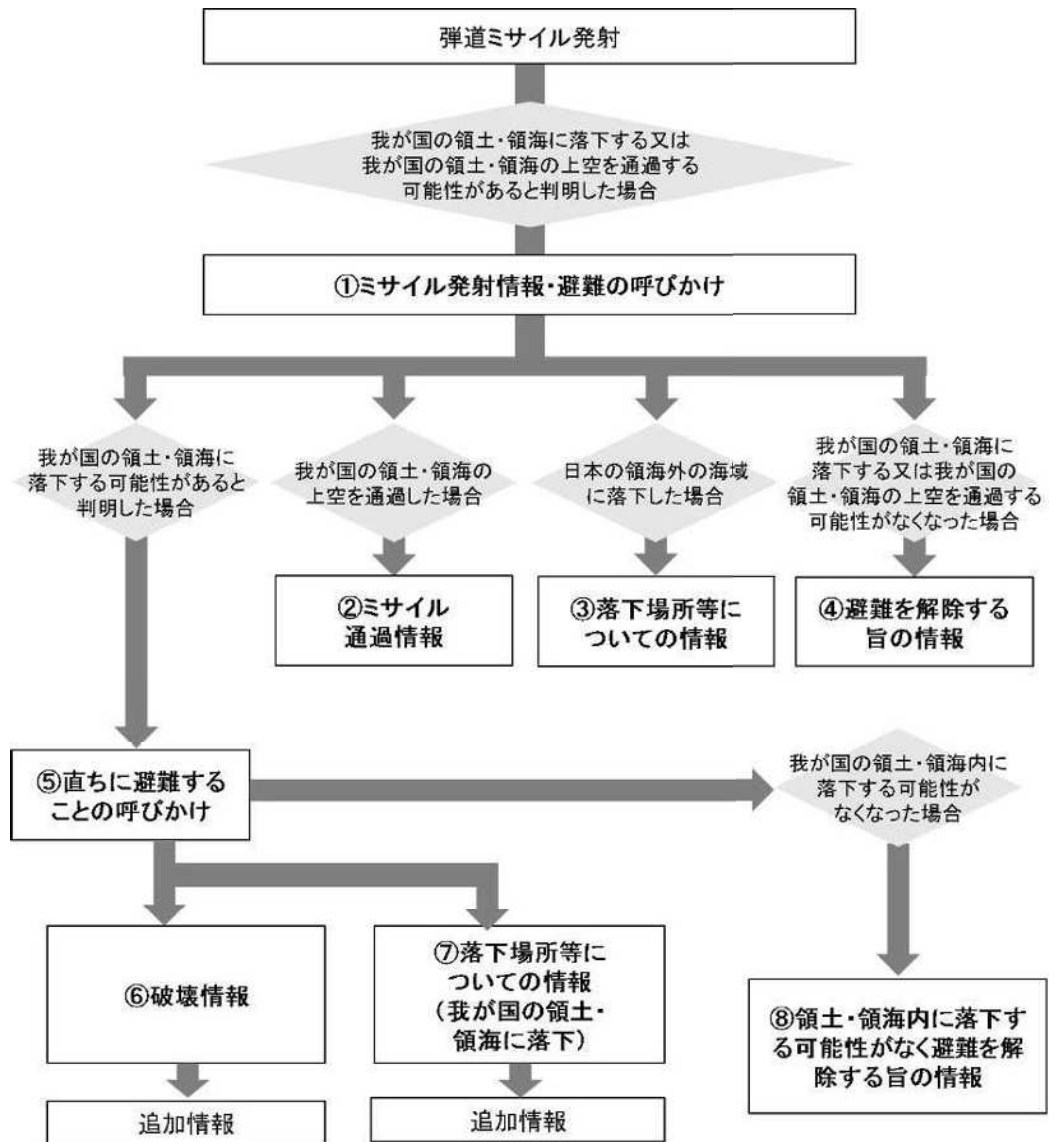
つきましては、貴職においては、所管する指定地方行政機関及び指定公共機関に対して、消防庁においては、都道府県と都道府県を通じて各都道府県内の市区町村及び消防組合並びに指定地方公共機関に対して、この旨ご周知くださいますようお願いいたします。

緊急情報ネットワークシステム（エムネット）による
情報伝達のメッセージの変更について

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合におけるＪアラートによる情報伝達について、文言等を変更することに併せ、エムネットにより情報伝達する文言についても次のとおり変更しました。

なお、下記のメッセージは、状況に応じ、変更する可能性があります。

<ミサイル発射時のエムネットによる情報伝達の流れ>



<メッセージの内容>

① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ	
旧	新（変更なし）
●時●分頃、北朝鮮からミサイルが●●県、■■県、…（Jアラート送信地域）の方向に発射されたものとみられます。建物の中又は地下に避難して下さい。続報が入り次第、お知らせします。	●時●分頃、北朝鮮からミサイルが●●県、■■県、…（Jアラート送信地域）の方向に発射されたものとみられます。建物の中又は地下に避難して下さい。続報が入り次第、お知らせします。

② 通過情報・避難の呼びかけの解除	
旧	新
先程発射されたミサイルは、●時●分頃、●●県、■■県、…からなる地域の上空を飛翔し、●●へ通過したものとみられます。なお、ミサイルの破壊措置の実施は無し。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防又は海上保安庁に連絡して下さい。続報が入り次第、お知らせします。	先程発射されたミサイルは、●時●分頃、●●県、■■県、…からなる地域の上空を飛翔し、●●へ通過したものとみられます。 <u>避難の呼びかけを解除します。</u> なお、ミサイルの破壊措置の実施は無し。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防又は海上保安庁に連絡して下さい。続報が入り次第、お知らせします。

③ 落下推定情報（日本の領海外の海域に落下）	
旧	新
先程発射されたミサイルが、●時●分頃、●●海に落下したものとみられます。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防又は海上保安庁に連絡して下さい。続報が入り次第、お知らせします。	先程発射されたミサイルが、●時●分頃、●●海に落下したものとみられます。 <u>避難の呼びかけを解除します。</u> 不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防又は海上保安庁に連絡して下さい。続報が入り次第、お知らせします。

④ 避難の呼びかけの解除	
追加	
<u>北朝鮮からミサイルが●●県、■■県、…（Jアラート送信地域）の方向に発射されたものとみられるとして発表しましたが、我が国への落下又は上空を通過する可能性がなくなったことが確認されました。避難の呼びかけを解除します。</u>	

⑤ 直ちに避難することの呼びかけ	
旧	新（変更なし）
先程発射されたミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。●●県、■■県、…（Jアラート送信地域）においては、直ちに建物の中又は地下に避難して下さい。続報が入り次第、お知らせします。	先程発射されたミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。●●県、■■県、…（Jアラート送信地域）においては、直ちに建物の中又は地下に避難して下さい。続報が入り次第、お知らせします。

⑥ 破壊情報
追加
<u>先程発射されたミサイルは、迎撃により破壊されました。ミサイルの破片の落下の可能性が</u> あります。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。

⑦ 落下推定情報（日本の領土・領海に落下）	
旧	新（変更なし）
先程発射されたミサイルが、●時●分頃、●●県●●市周辺に落下したものとみられます。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい	先程発射されたミサイルが、●時●分頃、●●県●●市周辺に落下したものとみられます。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい

⑧ 避難の呼びかけの解除
追加
<u>先程発射されたミサイルが、●●県周辺に落下するものとみられるとして発表しましたが、我が国へ落下する可能性がなくなったことが確認されました。避難の呼びかけを解除</u> します。